

沖縄こどもの国 クリスマス関連イベント施設貸出し事業に関する
公募型プロポーザル参加仕様書

1. 事業概要

沖縄こどもの国（以後、財団という）の管理施設を貸出し、クリスマス期間中に財団の理念に基づき、子ども達の夢と希望を育むイベントが実施できる業者を選定する。

- (1) 事業名称 沖縄こどもの国クリスマスイベント施設貸出し事業
- (2) 公募の期間・方法 2026 年 7 月 25 日（土）～8 月 7 日（金）
財団 HP、県内イベント業者への案内
- (3) 基本協定書締結期間 2026 年 9 月 1 日～2027 年 1 月 31 日
- (4) イベント実施期間 2026 年 12 月 19 日（土）～2026 年 12 月 31 日（木）
- (5) 公募の決定方法 複数の公募参加があった場合は公募型プロポーザルを行う。
公募参加が 1 社の場合は書類選考のうえ決定となる。
- (6) 提案書類 7. 提案書類の作成要領の通り
- (7) 施設使用料 財団へ 11,000,000 円を支払う。
- (8) 入場料収入の配分 財団 18%、主催者 82%
※甲の配分の中に施設使用料を含むものとする。
- (9) 修繕費 貸し出し範囲内で本事業を開催することにより発生した修繕に係る費用を財団へ支払う。
※ ただし財団が、実施業者の責に帰すべきではないと判断した場合は、その限りではない。
- (10) 業務の分担及び経費 下記「2.事業内容等(2)イベント実施内容」を参照
- (11) 公募により決定された業者は、他社に業務を委託・発注する際、沖縄市の経済活性化の為、特別な場合を除いては原則、沖縄市内に本社を有する業者を選定すること。
なお、選定された者は本事業に関する業務（事業予算）の 50%以上を他の同一の者に委託、又は請け負わせてはならない。
- (12) 提出した応募に関する資料の返却はしない。
- (13) 基本協定書期間内に実施業者側による不履行が生じた場合は、違約金として 1 年度あたり 10,000,000 円を財団へ支払う。

2. 事業内容等

- (1) 貸出し範囲
沖縄こどもの国 住所：沖縄市胡屋 5 丁目 7 番 1 号
動物園エリア、ワンダーミュージアム、チルドレンズセンターを除く全域。
※ 但し上記範囲内においても双方協議のうえ決定することとする。
- (2) イベント実施内容

- ①イベント開催期間：2026 年 12 月 19 日（土）～2026 年 12 月 31 日（木）
- ②イベント開催時間：13 時 00 分～21 時 30 分（31 日は 16 時 00 分～25 時 00 分まで）
- ③入園料は、15 歳以下は無料とすること。
- ④貸出し範囲内及びメインゲート、メイン駐車場のイルミネーション装飾（100 万球以上）を行う。
- ⑤ 貸出し範囲内に様々なオブジェを用いたイルミネーション装飾。
- ⑥ 屋外ステージ及び水とみどりの広場において、メインアトラクションとその他様々なアトラクションを開催する。
- ⑦ 飲食やゲーム、遊具を設置する。
- ⑧ イベントの企画内容については、財団の意向をふまえ、双方協議のうえ最終決定する。
- ⑨ 業務の分担については、下記のとおりとする。また、業務に係る経費は各々の管轄する業務及び管理に係る部分を負担する。
- ⑩ 留意事項
 - ア． 夜間のイベントの為、大きな音量は控えること。（花火やコンサートなど）
 - イ． 来場者に危険が及ばないようにすること。
 - ウ． 特許や商標、著作権を侵害しないようにすること。
 - エ． 会場内の分煙に協力すること。

共同業務		経費負担
①ゴミの処分費用 ②その他、財団側、業者側どちらかの業務と判断することが難しい業務。		業 者 双方協議
財団側		
①甲が取扱う特別入場券の販売管理及び招待券の配布管理に関すること ②催事の放送案内に関すること。 ③各ゲートの券売及び安全管理要員の配置に関すること ④沖縄南 IC 前の沖縄市所有広告塔の借用手続きに関すること ⑤会場を除く、施設内警備に関すること ⑥施設内営業に関すること イ． ワンダーミュージアム ロ． 乗物コーナー ハ． 常設のメイン売店及び東売店、パーラー1 店舗、他 ⑦財団が所有するバスの貸出し ⑧その他、財団の業務と判断される業務		
業者側		

- ①屋外ステージでのイベントに関すること。
- ②前条に関する運営及び設営、安全管理等に関すること。
- ③業者側が取扱う特別入場券の販売管理及び招待券、割引券配布の管理に関する
こと。
- ④財団の管理する駐車場及び会場周辺の案内看板の設置に関すること。
- ⑤イベント期間中の駐車場及び臨時駐車場の管理、運営に関すること
- ⑥臨時駐車場から会場までのシャトルバスの手配、運行、運転手に関すること。
- ⑦広報宣伝に関すること。
チラシ・ホームページ・その他告知物へ記載する「問い合わせ先」については、「イ
ベントについて」は業者側の連絡先、「会場について」は財団の連絡先と明確に 2
つに分けること。
- ⑧会場内における出店の設営及び管理責任に関すること。
- ⑨業者側の管理する出店から排出される、ゴミの分別処理及び廃棄処理に関する
こと。
- ⑩イベント期間中に排出されるゴミの収集及び園内の環境美化に関すること。
- ⑪設営等に関する備品及び消耗品等は、業者側の責任において準備すること。
- ⑫特別入場券及びチラシ、ポスターの製作に関すること。
- ⑬イベント損害保険への加入に関すること。
- ⑭消防署及び保健所への催事開催届出に関すること。
- ⑮その他、業者側の業務と判断される業務。